



障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律

[障害者差別解消法]が

平成28年4月1日に施行されました。

障害者差別解消法とは・・・

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

本法のポイント⇒ 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体 等	禁止 不当な差別的 取扱いが禁止 されます。	法的 義務 障がい者に対し、合 理的配慮を行わな ければなりません。
民間事業者（※） ※民間事業者には、個人 事業者、NPO等の非営 利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的 取扱いが禁止 されます。	努力 義務 障がい者に対し、合 理的配慮を行わな ければなりません。

こんにちは！ CSW (コミュニティソーシャルワーカー) です。

CSW (コミュニティソーシャルワーカー) は、地域のみなさんの悩みごとや困りごとの相談に応じ、関係機関等と連携しながら一緒に解決に向けて取り組む相談員です。

各地域担当のCSWをおおむね中学校区に配置し、社会福祉協議会では右記の地域担当及び市内全体の調整役を担っています。

お気軽に
ご相談ください！



中学校区	配置施設 (法人)	電 話	FAX
佐野中	泉ヶ丘園 (社福) 泉ヶ丘福祉会	458-2100	458-0500
第三中	ホライズン (社福) 水平会	460-2020 080-6192-4342	460-2670
新池中	(社福) 泉佐野市 社会福祉協議会	469-2155	462-5400
日根野中 長南中	ラポート (社福) 常茂恵会	490-2030	490-2033